

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第7回 議事録

日時：平成26年12月16日（火曜日）13時00分～15時00分

場所：経済産業省本館2階東3会議室

○山本委員長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の第7回を開催いたします。

委員の皆様方、それからオブザーバーの皆様におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に進む前に、委員、オブザーバーの出欠状況及び配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○苗村商取引監督課長　まず、委員、オブザーバーの方の出欠状況についてご連絡をさせていただきます。

本日は、渡辺委員がご欠席と伺っております。尾島委員及びオブザーバーの浅沼様におかれましては、所用で若干おくれてご参加いただくということを伺っております。

次に、配付資料でございますけれども、お手元の資料の2枚目に配付資料一覧がございます。資料1及び資料2、委員提出資料1がございます。あと、席上におきましては、参考といたしまして資料2の12月10日送付版からの見え消しというものを別途お配りしております。これは、委員の方々、オブザーバーの方々に事前にお送りしたもののからの修正点を、ご参考のために記させていただいたものであります。内容的に変わっている部分というよりは、どちらかというと言葉の適正化の部面が多いですけれども、ご参考いただければと思います。なお、議事に際しましては、資料2の正式のほうをベースに、ページ数とかパラグラフとか、そういうものをご参照いただければ幸いです。

以上でございます。

○山本委員長　それでは、討議に入ります。

本日の議題は、「中間的な論点整理（案）について」といたしまして、これまでの議論を事務局において整理したものがございますので、こちらについて皆様からご意見をいただきたく存じます。

では、まず事務局から、論点整理案（案）につきましてご説明をお願いします。

○苗村商取引監督課長　それでは、資料2をごらんいただければと思います。

中間的な論点整理ということで、今、山本小委員長からご紹介ありましたように、これまで議論をベースにまとめさせていただいております。

それでは、おめくりいただきまして、まず1ページですけれども、目次といたしまして、第1章に「クレジット取引を巡る概況」、第2章で「課題及び今後の検討に向けた論点整理」、分量的には短いのでございますけれども、第3章に「今後の検討について」ということの3章構成にしております。

それで、2ページにまいりますけれども、「はじめに」のところで申しますと、クレジットカードの民間最終消費支出に占める割合は年々増加をしていて、今後もますます活用されることが見込まれるということ。それから、ここに書いてございますように、6月24日に閣議決定されました「日本再興戦略」の改訂において、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備等に対応することとされているということのご紹介。

それから、割賦販売法の5年の見直し期限、消費者委員会からの建議について触れさせていただいております、こうしたものを踏まえまして、当割賦販売小委員会では26年9月から検討を行ってきたということが書いてございます。

そして、その下に、この中間論点整理の位置づけについて書かせていただいております。「この中間的な論点整理は、本委員会におけるこれまでの検討状況を踏まえ、今後の更なる実態把握や検討の深化に資することを目的としてとりまとめたもの」というふうにさせていただいております、「本小委員会としては、論点整理を踏まえ、取引実態、海外の諸制度等の把握・分析を更に進めつつ、さらに検討を深めていくこととしたい」というふうに結んでおります。

続きまして、次のページにまいりまして、第1章「クレジット取引を巡る概況」でございます。

1ポツにつきましては、平成20年改正において措置された事項及び、それに係る近時の動向について書いてございます。

最初のパラグラフは割賦販売法の目的について記載をし、直近の20年改正について2パラグラフ目で措置内容について簡単に記しております。この3パラグラフ目で総務省の政策評価についてご紹介をして、改正したものについての「効果は一定程度発現していると認められる」という部分を引用しております。

一方で、そのクレジットカード番号等の適切な管理につきましては、大規模な番号情報の漏洩事案が引き続き発生していること、それから、「また」のところですが、

レジットカード取引の利用環境の変化等も生じており、以下に示すように、割賦販売法の改正を含む検討が必要となっている」というふうにしております。

「2. クレジットカード取引の利用環境の変化等」ということで、まず最初のところでオフアス取引の一般化という部分についてご紹介をし、次の4ページにまいりますけれども、加盟店契約を締結する主体の多様化について、次の「2. 1. 2」というところで書いております。

ここに書きましたように、クレジットカード会社同様に加盟店契約を締結する主体またはその契約の締結のための審査に関与する主体、いわゆる決済代行業者の一部、こうしたものが増加をしつつあるということで、4ページの下の方にまいりますけれども、これまでは自主的な業界の取り組みにおいて悪質加盟店の排除を実現したといわれてきていますが、しかし、近年、アクワイアラーを専業とする者やP S Pが増加しつつあり、クレジットカード発行を伴わないという特徴もございますので、悪質加盟店を排除する経済的なインセンティブが働きづらい場合があるとの指摘があるということ。

それから、一番最後の行になりますけれども、P S Pの中には海外のアクワイアラーを経由した取引によりクレジットカード利用環境を提供する者がいるということで、こうした者については、国内のアクワイアラーが悪質加盟店排除のため、慎重な加盟店審査を実施し、一定の取引類型・業種については健全な事業者も含め加盟店契約を締結してこなかったことも背景に、P S Pがこれらアクワイアラーと契約できない事業者にクレジットカード利用環境を提供する役割を果たしていると考えられるというふうにしております。

次に、消費者相談の動向について書かせていただいております。

個別信用購入あっせんに関する相談については減少する一方で、クレジットカード取引に係る相談・苦情は増加傾向にある。特にマンスリークリアにつきましては、消費者相談・苦情件数が増加傾向にあるということを記しております。

そして、中身につきましては、販売法や解約に係るものが大部分を占めているというふうに記載しております。

下のほうにまいりまして、クレジット協会がとりまとめられた会員企業9社の相談受付状況をみますと、加盟店に起因する相談の3割以上が海外アクワイアラーの経由であるということで、海外アクワイアラー経由の取引については支払回数を指定する——これは加盟店における決済時という意味でありますけれども、そういう国内特有の商慣行が存在しないということから、こうした取引については原則としてマンスリークリア取引となる

というようなことも書かせていただいております。このように、海外アクワイアラー経由の取引も含め、マンスリークリア取引で支払いが行われる加盟店に悪質な者が増加をしていることがうかがわれるというふうにしております。

それから、「また」以下のところでは苦情情報に書かせていただいておりますけれども、クレジットカード会員からの苦情情報はイシューアに寄せられることが一般的であるけれども、イシューアごとの苦情対応に差が大きい。それから、アクワイアラーやP S Pに苦情情報を提供する仕組みが十分整理されていないため、苦情情報が悪質加盟店排除に効果的に活用されていないとの指摘があるということをご紹介させていただいております。

「3. 番号漏洩、不正使用対策の状況」でございますけれども、クレジットカード番号等の適正な管理等につきましては、平成20年改正におきまして、クレジットカード等購入あっせん業者及び立替払取次業者、いわゆるアクワイアラーに措置を義務づけるとともに、その委託先、加盟店及び加盟店の委託先について、指導等を行う義務を創設しております。しかし、近年、直接義務づけを受けていない加盟店または加盟店の委託先から大規模な番号漏洩事案が生じており、指導等が十分に機能していないおそれがあるというふうにさせていただきます。

また、その不正使用対策のほうにつきましても、EMV、3Dセキュアをはじめとした対策の普及状況が十分でないとの指摘もあると。実際に、ここ数年クレジットカードの不正使用額というのは、ほぼ横ばいで推移しておりましたけれども、平成26年上期における不正使用の状況を見ますと、偽造カードによる被害は減少しているが、番号盗用の増加により、前年同期を大きく超える被害が発生しているというふうにさせていただきます。

こうしたことを踏まえまして、第2章の「課題及び今後の検討に向けた論点整理」を記載させていただいております。

まず、加盟店の調査でございますけれども、7ページにまいりまして、先ほども書かせていただいたとおり、加盟店契約を締結する主体はおおむねイシューアを兼ね、その加盟店網の安全性維持と加盟店網の拡大による収益拡大のいずれにも誘因を有していたということを背景として、自主ルール・各社の取組により、悪質加盟店の排除がおおむね実現されてきたと。こうした伝統的な加盟店契約主体につきましては、一般的に「厳しい審査」を実施している傾向がみられると。しかし、その相談・苦情の状況を見ますと、いわゆるサクラサイトの疑いの強いメール交換サイトですとか、模倣品販売等、悪質性が強い、な

いしは違法性のある取引でクレジットカードが利用可能となっているという状況がございまして、こうしたことから考えますと、国内アクワイアラーの自主的な「厳しい審査」のみでは加盟店の適正性確保が困難となりつつあるというふうにみられるということでございます。

加盟店契約に係る審査について、手法をみますと、初期審査を重視する方法、これにつきましては入口で厳しくするということで、加盟店網に悪質加盟店を発生させない効果を期待できると。一方、途上審査を重視する手法というのは、健全ではあるものの取引実績が少ない等の理由から、厳しい初期審査を通過しづらい事業者を加盟店としやすいというような長所もありまして、そういう意味ではそれぞれに長所があると。

そうしたことを踏まえますと、消費者被害の拡大防止のためいわゆる悪質加盟店を排除することと、クレジットカード利用環境の拡大による利便性向上のため本来健全な事業者がクレジットカード利用環境から排除されないということの両面に配慮し、加盟店の調査について一定の措置を検討すべきであるというふうにさせていただいております。

また、海外アクワイアラー経由の取引において、相談事例が生じている実態を踏まえまして、この措置はアクワイアラーが国内外いずれかに立地するかによらず、国内の加盟店との取引を対象とする方向で検討することにも留意が必要であるというふうにしております。

続いて、論点整理にまいりますけれども、まず最初の7ページの下から2行目でございますけれども、加盟店の調査というものについては、既に加盟店審査モデルを確立し効果的に運用している事業者も存在していると。全てというわけではありませんけれども、そうした事業者が多数存在しているということを十分配慮しまして、加盟店契約を締結する各社が自社の営業実態ですとかノウハウに応じて、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、特定の調査項目の有無等という観点ではなく、双方を総合して一定以上の水準を確保することが必要であるというふうにしております。

具体的には、悪質な加盟店を生じない体制等の仕組みを求め、その手法は、契約時に最低限の事実確認を求めるほかは、契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各事業者の裁量とする方向で検討を進めるべきであるということで、入口で最低限の事実確認ということは求めるわけですが、それ以外の初期審査と途上審査のバランスについては事業者の判断に委ねて、結果として一定以上の水準を全体として確保していただくという趣旨で書いてございます。

続きまして、加盟店との契約にP S Pが関与している場合についてみますと、加盟店との契約をアクワイアラーが直接締結している事例、いわゆる包括代理方式と、P S Pが包括加盟店となり店子加盟店と契約している事例、いわゆる包括加盟店方式の両方がございます。いずれにつきましても、加盟店への立替金の交付ですとか苦情発生時の調査等は、P S Pが実施する傾向が強く、加盟店への実質的な影響力はアクワイアラーよりP S Pが強いという指摘もあるというふうにしております。

以上を踏まえて、P S Pについて、加盟店の調査・是正を実質的に行える者を分類するという観点から、取引実態の分析、考え方の整理を行う必要がある。その上で、アクワイアラーとP S Pについて、各種の措置や登録等の行為等それぞれに対し、どのように求めべきか整理すべきであるというふうにさせていただいております。

なお、現行の割賦販売法において、包括信用購入あっせん業者が苦情処理に係る措置・体制を求められていることを踏まえ、イシュー・アクワイアラーが加盟店調査に係る義務を分担する方向で検討すべきという意見についても記載をさせていただいております。

次に、P S Pの役割の検討ですけれども、ここに書きましたように、ショッピングセンターですとか百貨店のような、クレジットカード利用に係る業務処理や立替金の交付という観点から契約類型のみを取り出すと、形式上P S Pと類似する者も存在するということです。こうした者につきましては、取引実態の把握を踏まえて、措置の適用範囲がいたずらに広範にならないように考え方を整理すべきというふうにしております。

加盟店の調査については、アクワイアラーが国内外いずれに立地するかによらず同様の措置を求める方向であることを踏まえて、海外アクワイアラー経由の取引についても、割販法でどのような主体に措置を求めることが可能か、実務的にどの程度の執行が可能かといった観点から、実効性のある措置の確保に向けた検討が必要であると。他方、通信販売等、加盟店自身が海外に所在するような場合につきましては、特商法における表示とか国際ブランドとの連携強化を含め、他の制度や実務的な取組の検討も必要というふうにしております。

これまでをまとめまして、クレジットカード会員、加盟店、クレジットカード事業者の三者間取引を出発点として組み立てられてきた現行の割販法の構造を、イシューについては原則としてクレジットカード会員への与信枠供与等に係る規定を、アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行えるP S Pについては加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で、具体化の検討を進めるべきであるというふうにしてお

ります。この構造の整理に当たっては、実効性ある加盟店調査のため、イシューアからアクワイアラーに相談苦情情報を提供することについても検討することが必要というふうにしております。

続きまして、マンスリークリア取引でございますけれども、最初のほうにはマンスリークリアの相談件数が増加傾向にあるということを書いております。一方で、事務局の推計によっては、マンスリークリア取引の件数に対する相談発生割合も微増しているが、包括信用購入あっせん等の発生率を大きく下回っているということを書いております。このように、大半の消費者が低コストでマンスリークリア取引でのクレジットカード利用というサービスを受けていることにも配慮しながら、相談の増加に対応することが必要であるというふうにさせていただいております。

相談内容につきましては、同じように加盟店との取引自体に係るものが大半であったということ。それから、こうした相談が増加する背景については、包括信用購入あっせんマンスリークリア取引の取引規模の差異でありますとか、海外アクワイアラー経由の取引について、原則としてマンスリークリア取引となるというようなことが存在しているのではないかということを書かせていただいております。

10ページにまいりまして、以上を踏まえまして、マンスリークリア取引については、消費者に対する一定の利用枠供与というイシューアとの取引について、性質の変化が生じたというよりは、利用可能な加盟店に悪質な者が増加しつつあるということが推測できると。それから、この悪質な加盟店の増加につきましては、マンスリークリア取引を含むクレジットカード取引に係る問題というよりは、本質的には悪質な事業者そのものをどう取り締まるべきかという問題と考えられると。ただし、これらの加盟店において、クレジットカード取引が主要な支払い手段の一つとして用いられていることに鑑み、何らかの対応が必要であるというふうにさせていただいております。

それから、「対応を検討する前提として」というところに書かせていただいておりますけれども、これまでの割販法におけるマンスリークリア取引の位置づけをみますと、平成20年改正では、「分割払いと同様の誘引性があるとは考えられない」として、行為規制・民事効の適用対象としなかったという反面、番号情報の保護につきましてはマンスリークリアとそれ以外を区別する実益が乏しいということで、マンスリークリア取引にも規制を適用しているという考え方がございます。

そういう意味では、今回のイシューア・アクワイアラー等それぞれに係る規定を置く構

造に改めるという方向性があるということを踏まえ、イシューと消費者の関係に係る規定については、引き続き、誘因性・複雑性の観点から検討する一方で、アクワイアラー等と加盟店との取引に係る規定については誘因性・複雑性とは異なる観点から適用範囲を検討することが必要であるということを書かせていただいております。

抗弁の接続に係る検討の参考として、海外の諸制度について紹介をさせていただきます。ここに書かせていただいたとおり、EU・独・仏については、分割払い・マンスリークリアとも適用がないと。これに対し、米・英においては、分割払いに適用がある一方で、マンスリークリア取引については追加的な調査が必要だというふうに現時点ではさせていただきます。

続いて、11ページの論点整理にまいりますけれども、アクワイアラー等による加盟店の調査につきましては、クレジットカード利用環境の適正性維持という観点から、本章1. 1. に示した措置を、クレジットカード番号情報等の適正な管理等に係る規定と同様に支払期間の別に関わらず適用すべきであるというふうにさせていただきます。抗弁の接続をはじめとした消費者とイシューの契約に係る規定については、大半の消費者が低コストで、マンスリークリア取引でのクレジットカード利用というサービスを受けていること、デビットカードやプリペイドカード等の他のキャッシュレス取引とのバランスを考慮した検討が必要であることを踏まえ、誘因性・複雑性の観点から、措置に慎重な意見が多かったというふうにさせていただきます。

一方で、EC取引をはじめ、現金なしに支払いが可能という部分に利便性があるということとみると、クレジットカードが存在することにより販売等の取引が生じているとはいえ、措置を検討すべきであるという意見もございましたので、こちらについても紹介をさせていただきます。今後、現行の包括信用購入あっせんの異同を整理し、同様の規定を措置するべきと評価できる共通点があるのかという観点から、さらなる検討が必要であるというふうにさせていただきます。

なお、いずれにしても、他のキャッシュレス取引との関係で、マンスリークリア取引の性質が異なるのかということの視点を踏まえて、取引間のバランスに考慮する必要があるということも書かせていただいております。

続きまして、イシューによる相談苦情対応についてご説明をさせていただきます。

現行割販法のご紹介を最初に書いてございますが、包括信用購入あっせんについて、「苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じる」ことを求めて、その原因究明や苦

情内容が一定の類型に該当する場合の措置を求めているということでございますけれども、この規定の遵守は当然なのですけれども、その上で、どの程度の対応を行うかについては各イシューアの判断に委ねられている。他方で、相談現場からは、マンスリークリア取引を含め一部のイシューアにおいて、窓口担当者が国際ブランドのルールを適確に理解していなかったり、アクワイアラーに適確に情報提供をしていなかったりすることから、相談苦情情報を、加盟店契約を締結する主体に適切に共有し、加盟店調査に活用する観点から問題があるという指摘がございます。

また、そのイシューアがどのような相談苦情対応を行うか、程度の差異が大きくて、消費者からみた対応の透明性等の観点から課題とするというご指摘もありましたので、ここに記載させていただいております。

論点整理でございますけれども、加盟店調査を実効的に機能させる観点から、マンスリークリア取引に係る相談苦情も含め、イシューアからアクワイアラーへの相談苦情情報の通知について、義務づけを含む何らかの対応を検討すべきであるというふうに記載しております。ただし、この検討を進める際には、実務的にどの程度の対応コストが生じるのか、それから、海外アクワイアラーを経由した取引の場合に機能するのかという点についても留意が必要というふうにさせていただいております。

それから、イシューアによる相談対応につきましては、マンスリークリア取引を含め、現行割販法における苦情調査のような義務を措置すべきという意見があったということで記載をさせていただいております。一方、その相談苦情において問題が指摘されている事案は加盟店との取引自体に係るものであり、本来、加盟店とクレジットカード会員の間で解決すべき問題であって、イシューアが対応する法的な義務を設ける必要はないという意見もありましたので、こちらも同様にご紹介をさせていただいております。

また、義務は不要けれども、各イシューアが相談苦情に対してどの程度の対応を行うのか、それをクレジットカード会員規約や入会時の表示等で示すべきという意見もあったということで、これもご紹介をさせていただいております。これらの意見を踏まえまして、制度上・実務上いずれから対応の可否を検討する必要があるというふうにさせていただいております。

済みません、続いてセキュリティ対策の方向性についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては後ほどご説明するような課題がありまして、制度的な措置、実務的な取組の推進の両面から対応の検討が必要であるということで、制度的なものだけでは

進みにくいものですから、実務的なものも必要だということで書かせていただいております。

なお、対策を講ずることについては、多面的かつ一般的には公開できない取組を行うことが必要だということ、それから、技術自体の進歩ということもありますので、法令等により特定の技術的手段を求めることにはなじまないという点にも留意が必要だというふうにしております。

また、各加盟店における対策につきましては、多額の投資ですとか業務の変更等を要するため、対応が必要な事項についても、個々の加盟店のシステム更改・改修時期に配慮した現実的な対応を求めるという観点に十分配慮しつつ、実現に向け着実な時間軸を設定することが必要というふうにさせていただいております。

カード番号の保護にまいるかもしれませんが、こちらにつきましては、実際に漏洩が生じた場合に——少し長くなるので省略をしますが、5行目に書かせていただいておりますように、漏洩を生じさせた事業者のみならず、他の関係者にも影響を及ぼす性質を有しているということ。こうしたことを踏まえまして、現行の割販法でイシューアー等に番号情報保護に係る措置義務を課す一方で、加盟店等につきましてはイシューアラー・アクワイアラが指導するということにして、取引にかかわる事業者に広く一定の措置を講じようとするということで制度的に措置をしたというわけでございますけれども、しかし、近年、一部の加盟店またはその委託先から大規模な漏洩事案が生じているという状況がございますので、そうしたことについてご紹介をさせていただいております。

また、そのPSPの一部につきましてはアクワイアラに類似をしているということで、クレジットカード取引を事業としているといえるということですが、現行の法制では契約形態等に応じて「指導」を受け得るという立場にとどまっているということでございます。

それから、次の3行は、現在、政府で個人情報保護法の関係法令の見直し作業が並行して行われておりますので、これにも留意をすることが必要だというふうにしております。

論点整理でございますけれども、クレジットカード取引を事業とする者、クレジットカード番号を保有する者、各々について責任のあり方を再整理すべきであるというふうにしております。

具体的な内容としましては、「例えば」というところに書かせていただいておりますけれども、クレジットカードの取扱いを主な業の一つとし、番号を保有することが当然想定さ

れているようなP S Pについては、新たに直接の義務の対象とする一方で、加盟店に対しては原則非保持を推奨しつつ、保持する場合には何らかの措置を求めているかどうかという意見をご紹介します。このように、各主体の性質ですとか業務実態ごとに柔軟に、具体的な義務から努力義務まで、幅広い対応や義務のあり方を検討すべきであるというふうにさせていただきます。

次のページでございますけれども、「立替払取次業者」には現在P S Pが含まれないということですので、アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行えるP S Pにつきましては、関係性の整理を参考としながら、「立替払取次業者」を他の概念に見直す。こうしたものを含まれ得るような形に見直すということを含めて検討が必要であるというふうにしております。

この検討に伴いまして、現在、イシュー・アクワイアラーが加盟店等に対する指導を行うという義務があるわけですが、これにつきまして、あり方を見直す必要があり得るということで、これは加盟店自体に何らかの義務ないし努力義務を課した場合に、その指導をする義務というのを別途残すかどうかということについて書かせていただいております。

3つ目のポツは、先ほどの繰り返しになりますけれども、個人情報関係法令の見直しを含む制度改正について留意して、必要に応じて論点を見直すことがあり得るというふうにしております。

次が、2. 2. クレジットカード利用時の不正使用対策でございますけれども、こちらにつきましては、EMVや3Dセキュアの導入が十分でないことの背景に、他の手段により十分な対策が可能な場合があること、それから、導入に係る業務オペレーションの変更やコスト負担、販売機会逸失のおそれがあること等から、導入に消極的な事業者があるという指摘があるということをまず記載させていただいております。

一方で、EMVや3Dセキュアのみが万全の対策とはいえず、効果的な不正使用対策には各加盟店の属性等を踏まえ、多面的、重層的な対策が必要となるということで、実際にも取引時の確認強化ですとか当該加盟店独自の調査等により、不正使用を効果的に防止している事例も存在するということを紹介しております。

ただ、一方で、こうした効果的な取組が広く講じられているとはいえない状況にあるということについても記載をさせていただいております。

論点整理ですが、まず不正使用のリスクについては、取り扱う商品、規模、業態

等によって大きく異なるということを記載させていただいております。このことを踏まえまして、独自に効果的な対策を講じている加盟店がいたずらに追加的な負担を負うことがないように配慮しつつ、制度的な枠組みと実務的取組の両面から、不正使用対策の推進の検討が必要である。また、この不正使用対策につきましては、特定の手段の普及そのものが目的ではないものの、みずから独自に対策を講じることが難しい中小加盟店等がございますので、こうしたものに対しまして、クレジットカード会社ですとか国際ブランドが効果的・効率的な共通の手法を開発・提供することで取組を促すことも必要になることに留意して、推進のあり方を検討していく必要があるということで、全体的にみますと、かなりリスクが異なっている中で、効果的な独自の対策も認めながら、一方で非常に幅広い加盟店に対して取引を促していくための共通的な手法も必要であると、そういうふうな形でまとめさせていただいております。

2. 3ですけれども、実効的な推進のあり方ということで、セキュリティ対策に関係する主体は、ここに書かせていただいたように非常に幅広い方がいらっしゃるということで、イシューア、アクワイアラー及びP S Pのみの取組では十分な対応がとれない場合があるという指摘を踏まえまして、論点整理のほうで、制度的な措置を行うか否かにかかわらず、政府が関与し、国際ブランド、加盟店、情報処理センター、機器製造者、情報セキュリティ関係企業等も含め、セキュリティ対策に係る取組を実効的に推進する体制を検討すべきであるということで、こうした幅広い関係者の参加のもとに実効的な手段を検討していくということにさせていただきたいというふうに考えております。

最後、第3章、今後の検討でございますけれども、以上の事項につきましては、まだ十分議論といいますか、制度の仕組みの具体的なところまで意見がはっきり整理されているわけではございませんので、論点整理も踏まえながらさらなる検討を進めるほか、これまで議論をまだ行っていない教育ローン等に関する規制緩和要望を踏まえた「個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否」ですとか割賦販売法上の各書面電子化等を見据えた「取引の電子化に対応するための技術的事項」についても今後検討するというところで、この中間論点整理を踏まえてさらに検討を深めるとともに、残った課題について今後議論をいただきたいというふうに考えております。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。

○山本委員長      どうもありがとうございました。

それでは、論点整理（案）の内容についてご議論をいただきたいと思います。

議論の進め方ですけれども、第1に、まずこの論点整理（案）の12ページまでの部分、具体的には第1章、クレジットカード取引の利用環境の変化等に応じた課題及び第2章、今後の検討に向けた論点整理のうち、加盟店調査、マンスリークリア取引、イシューによる相談苦情対応についてご議論いただきたいと思います。続きまして、第2といたしまして、12ページ以降のセキュリティ対策の方向性を中心にご議論いただきたいと思います。このように、一応2段階に分けて整理したいというふうに考えてございます。

それでは、まず12ページまでの箇所につきまして、ご質問、ご意見がある方はご発言いただきたいと思います。挙手をお願いします。

○興口委員 お手元の資料2の5ページ目ですけれども、何となくしつこいような気はするのですが、この「2. 2. 近時の消費者相談の動向」というところで、前々から申し上げているように、この数値だけでこれからの議論をしていくというのは非常に何か切ないような気がしておりまして、少なくともこの時点で、この数値については、内容が必ずしも十分検証されていないのだからということがどこかでわかるような表記の仕方はできないのだろうかというふうに考えております。ちょっと文章とかそういうアイデアがあるわけではないですけれども、要するに、これが増加ということを示していることについて反対をするわけでもありませんし、それは事実だろうと思いますけれども、ただ、この中身については、これをもとにこれからの内容を議論していくにはまだ十分な検証が行われていないものだからということではできれば明記していただきたいと思いますという趣旨です。

それから、あと、下のほうと、それから次のページにまたがってですけれども、「このように」というところで、「海外アクワイアラー経由の取引を含め、マンスリークリア取引で支払いが行われる加盟店に悪質な者が増加していることが窺われる」ということになっておるのですけれども、海外アクワイアラーのことについて、我々のほうとしては、まさに取引の形態からいってマンスリークリアになっていくのだということは上に書いてあるとおりなのですけれども、ここの表現のところなのですが、何となくマンスリークリアのみが使えるような加盟店というのが存在していて、そういうところがふえてきているので何かトラブルが多いんだみたいな感じの受け取り方にみえてしまうので、これだと何となく、だからマンスリークリアを規制すべきなんだというふうにみえてしまうような気がします。どちらかというと、単に、悪質かどうかは別として、要は加盟店で消費者がマンスリークリアの取引をよく使っているだけのことなので、殊さらにここにこういう記述をする必要が果たしてあるのだろうかというのが、済みません、疑問点です。

それから、ちょっと飛ぶのですが、済みません、幾つもいって申しわけないのですが、12ページ目、1. 3のイシューによる相談苦情対応のところなのですが、いわゆるイシューからアクワイアラーへの相談苦情の情報の通知について、これ自体は必要ないとし上げるつもりはないのですが、義務づけを含むということで、本当に義務づけまで必要なかどうかというのは若干疑問はあるのですけれども、これも前回ちょっと申し上げましたように、そもそも苦情というのはどういうものを指すのか、それから、その結果として悪質な加盟店というのをどういうふうに定義をするのかみたいなことがなかなかみえてこない中で、このメンバーの中に加盟店さんのほうの代表さんというのは特にないので、そういう意味でもちょっと一言申し上げたかったのは、要するに、その辺の定め方によっては風評被害のようなものについて、加盟店の営業妨害になるようなことがないような十分な配慮みたいなものがやはりこの検討の中には必要なのではないかなと思っておりますので、その点をご指摘させていただければと思います。

それから、あと、済みません、最後に1個だけなのですが、11ページ目のところで、ほかのところにも、9ページにも同じような表現があるのですけれども、「大半の消費者が低コストで、マンスリークリア取引でのクレジットカード利用というサービスを受けている」ということで書いていただいているのですけれども、これはもう言葉尻の問題なのですが、単純に「サービスを受けている」というだけではなくて、問題なくサービスを受けているんだと。本当は「満足して」とかいろいろ書いていただきたいのですけれども、そこまでいいませんので、少なくとも問題なくサービスを受けているのだというのが必要なのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○山本委員長 表現の調整が必要か、それから、今の——そうですね、ほかの箇所ではちゃんとそう書いてあるところもありますので、そのあたりの表現の問題については検討させていただきます。

ほかにご発言はございますか。

○池本委員 池本でございます。

まず、先に、今、與口委員からご指摘のあった5ページの末尾から6ページで、「マンスリークリア取引で支払いが行われる加盟店に悪質な者が増加していることが窺われる」というこの一文は、5ページのその1段上にある、包括信用と2ヵ月内払いで、包括クレジット型はほぼ横ばいか若干減っている。そういう相談件数に対して、マンスリークリアの

ほうが急増しているという、この事実を受けた指摘だというふうに理解しておりますので、特に誤解を招く表現ということではないのではないかと思います。まず、それが1点です。

それから、委員提出資料ということで後ろにとじていただいております発言メモ、逐一読み上げるには時間がないので、後でお読み取りいただくということで、ポイントだけ申し上げたいと思います。

まず、今回の中間的な論点整理ということで、さらに今後検討を深めていくという段階ですので、どちらの方向で検討を進めるという方向性を確定せず、必要なところは両論並記にしているという意味では基本的に適切ではないかと思います。特に「加盟店の調査について」という7ページから8ページのあたりで両論並記の形をとっているというのは、ご配慮いただいているというふうに理解しています。

ただ、それにしても、これは8ページの第1の段落の後半あたりですか、そこに囲みでちょっと引用しておいたのですが、「悪質加盟店を生じさせない体制等の仕組みを求め」云々ということを出ているところが、契約時の審査と、それから途上審査を各事業者の裁量とする方向で検討を進めるべきであるというふうに、ある意味ではもうそういう複数のものの裁量でという言葉がもう記述されております。恐らくその前提は、7ページの一番最下段のところですが、「既に加盟店審査モデルを確立し効果的に運用している事業者も存在していることに十分配慮し」という、この事実認識を前提に各事業者の裁量とする方向で検討を進めると、こういうふうに結びついているのではないかと思います。ここでの議論の中でも、では国内アクワイアラーにおける加盟店審査が現状で効果的になされていると評価しているのか、もちろん一部にはあるという趣旨かもしれませんが、むしろ相談の現場などからすると決して現状でも十分ではないのではないかとといった逆の指摘もあったと思います。そういうことも踏まえて、その下にアンダーラインで指摘しておいたのですが、「ただし、国内アクワイアラーがこれまでにやってきた加盟店審査の手法とその実効性について、さらに検討することが必要である」という、ここもある意味ではさらに検討を深化すべき課題があるという点を触れていただく必要があるのかなと考えます。

それから、論点整理の9ページ目の第2段落、「以上を踏まえ」から始まる部分ですが、この部分も、そこへ私の発言レジュメで囲みでくくってあるところなのですが、「実効性ある加盟店調査のため、イシューからアクワイアラーに相談苦情情報を提供することについても検討することが必要である」という記述があります。これは、その前のページから続いている、アクワイアラーと決済代行業者に対して各種の広域性を加えるという考え方

と、それから、イシューア、アクワイアラー、決済代行がそれぞれどういうふうに役割・義務を分担するかという考え方があるというのが8ページのところでは触れていただいているところだという意味では、私から出した意見も踏まえていただいているというふうには評価できるのですが、むしろ大事なことは、私の発言レジュメの1ページ目、一番下なのですが、クレジットカード取引の中で、イシューア、カード発行会社がカード利用者に対してどういう法的な地位あるいは責任をもっているのか。それから、アクワイアラー、決済代行業者は、カード利用者との関係でどういう法的地位にあるのか、あるいはどういう法的責任があるのかという、それ自体がまだ十分議論されていないというところがあるのではないかと思います。

私の発言レジュメの2ページあたりに、これも逐一申し上げることは時間がないのでお読み取りいただければと思うのですが、ポイントだけ2点申し上げますと、現在の割賦販売法30条の5の2の苦情発生時の調査義務ですが、ここにもわざわざ「利用者や購入者等の利益の保護を図るため」という文言が条文の中に入っているんです。これは、平成20年の改正のときの議論でも、その調査義務というのは、イシューアは消費者に対して適正な予審をすべき配慮義務、保護義務があるのだということの反映として文言を入れてあるということがあります。それから、東京高裁の平成22年3月10日の判決、これはマンスリークリアについて、顧客から苦情が出たものについて、アクワイアラー側に伝達も十分していなかったと。もしそれをしていれば、チャージバック等キャンセル処理の可能性が高かったにもかかわらず、それを怠ったということで、債務不履行に当たるという指摘がある。これもまたイシューアの法的責任を高等裁判所レベルでも認めているというようなことがあります。このあたりを含めて、イシューア、アクワイアラー、決済代行というふうに複数当事者になった場合に責任のあり方がどう維持され、あるいは変更されるのかという議論が必要だと思います。

他方で、アクワイアラー、決済代行業者というのは、単にイシューアから加盟店開拓をして取り次ぐ先をふやす履行補助者ということにとどまるのか、それともカード利用者から逆に販売店を通じてカード決済の取り次ぎを受けて、その委託を受けている立場とみるのか、このあたりの議論をぜひ後半の審議の中では深めていただきたいという、そういう思いを込めて、先ほどの1ページ末のアンダーラインのところもこのとりまとめの中に触れておいていただければという希望であります。

そして、最後に、今度は「マンスリークリア取引について」のところ、これも実は共通

の議論ということになります。11ページから12ページのところで、イシューに係る現行規定をマンスリークリア取引に適用するののかということについて、両論の意見も列記していただいておりますし、それを踏まえて、「今後、現行の包括信用購入あっせんの異同を整理し、同様の規定を措置するべきと評価できる共通点があるのかという観点から、さらなる検討が必要である」と、まさにここでの議論を適切に整理していただいているのだといっているのだと思います。

ただ、それにしては、ちょっと前後してしまうのですが、10ページの下から第2段落ありのところでは、イシューと消費者との関係について、引き続き、誘因性・複雑性の観点から検討する。アクワイアラー等と加盟店との関係は誘因性・複雑性とは異なる観点から適用範囲を検討するというふうにも、検討の方向性が確定しているかのように読めてしまうわけです。ここもまた、私の発言レジュメでいえば3ページの一番下ですが、その「誘因性」という言葉が、平成20年改正ころから、あるいは今回のこの審議の過程を通じて意味が変わってきているのではないか、どう捉えるべきなのかというところ、前回の最後のあたりでもちょっと話題に出ただけで、十分議論が整理されていないのではないかと。ここもぜひ「誘因性」という言葉の意味についてさらに検討が必要ではないかということに触れていただければと思います。

以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

池本委員から3つほどご意見をいただきました。これはこの中間論点整理（案）のある意味では構造の根幹にもかかわりますので、ちょっと起案をされた事務局から認識をお示しいただき、それで委員の皆様のご議論をいただきたいというふうに思います。

○苗村商取引監督課長     ありがとうございます。

まず、7ページから8ページ目にかけて部分のご指摘についてですけれども、少し池本委員のご発言の中でも触れていただきましたけれども、7ページの下2行については、全ての国内アクワイアラーに問題がないというふうにいっているわけではなくて、そういう意味では、既に加盟店審査モデルを確立し、効果的に運用している事業者も存在しているということで、制度として何か一律に変えてしまいますと、そういう人たちも含めて規制に合わせた対応が必要になるというふうなことになる、これはやはり過剰な規制ということに、ないしは適切でない規制ということになると思いますので、そういうふうな書いたということで、全て国内に問題がないという意識ではございません。当然海外に何か

適用するときは、これまでの議論でもたくさん出していただいたように、国内にも同等の規制をかけるということは当然前提になりますので、あくまでここは国内できちんとできている人がいて、そうした人もいることについて配慮することは必要だという趣旨で書かせていただいております。

それから、2点目の9ページのところでありますけれども、ここにつきましては、そういう意味では、イシューについてはこれまで従来の誘因性みたいなことから規制が決まっていたと。それを結局、そこについて大きく変わっていないのではないかとというのが事務局としての意見でございまして、一方でアクワイアラーについてはこれまで全く規制がなかったわけですので、それをどういう観点から改めるのかということになると、やはりこれまでとは異なる視点で考えていくことが必要であるということが述べてあるということでありまして、そういう意味ではイシューのほうにさらに何か規制を課す必要があるのかどうかということがあれば、もちろんまたあれですけれども、そこが、基本的な考え方としてはイシューのほうは現状維持——もちろん全く変える必要がないという趣旨で書いているわけではありませんけれども、整理も当然必要になってくると思いますけれども、アクワイアラーについては新たな規制でということを書いたということでもあります。

裁判のことにつきましては、ちょっと私どもももう少し調べてみなければいけないと思うのですが、この判例が高裁で出されているということはありますけれども、この後とか、似たような事例についてどうのような判断がされているのかとか、そうしたのを踏まえた上で、割販法のルールの中に取り込むような状況が生じているのかどうかということも議論なのかなというふうに思います。

それから、3点目の、10ページの、ここも共通ということでもありますけれども、「イシューと消費者との関係に係る規定」ということにつきましては、先ほど申し上げたとおり、イシューについてはこれまでの考え方でやってはどうかと。アクワイアラーについては異なる観点、先ほど申しましたような観点から早く検討することが必要であるというふうにしているということで、これは大きな考え方としてこういうふうに書かせていただいたということでございます。

それで、最後にお話がありました誘因性につきましては、11ページの真ん中のあたりのパラグラフのほうで、「一方」というところの、EC取引をはじめ、現金なしに支払いが可能という利便性をみる。こうした新しい誘因というのがあるのではないかとということでご指摘もありまして、これについて書かせていただいております。ただ、これにつきましては

は、まさに分割とかそういう世界とは別に、これはもうまさにほかのプリペイドカードとかデビットカードと同じ共通する部分が大きいのだと思いますので、そうしたことを踏まえた検討が必要であるというふうには思っております。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ということで、1点目のご指摘にせよ、7ページの一番最後の末尾の行に「事業者も存在している」とあるように、全てがそうではないというつもりであると。そして、8ページの上から4行目で「悪質加盟店を生じない体制等の仕組みを」、これは全てに対して求めていくのだと。ただ、その手法については、そこに書かれているような仕方ですということなので、国内アクワイアラー等の取り組みが問題ないと考えているわけではないので、池本委員の趣旨はここに入っていますというお答えであったかと思います。

それから、2点目も、非常に大きな問題ですけれども、東京高裁の平成22年判決、それから、この原審の東京地裁平成21年判決ですが、いずれも平成20年の割販法施行前の事案であり、かつマンスリーであり、全く割賦販売法以外の世界で、民法解釈として1つの事案が出たということなんですね。その議論が、我々が割販法で行政ルールとして加盟店調査義務を課するということにどのくらい直結するものなのか。それはやはり民法の信義則の解釈の問題なので、我々が何か民法解釈はこうだというふうに決めるというのなかなか難しいし、これまでそういうことをやってきていないと思うんですね。ですので、民法の世界でどういうふうに裁判所では動いていくのか。この東京高裁の後、最高裁の平成23年10月25日という民集登載判例が出ておりまして、これはもちろんマンスリーではなくて個品割賦購入あっせんに関する皆さんよくご存じの判決ですけれども、あそこでも原則売買契約が無効でも立替払契約は無効ではない。しかし、例外としていろいろ、かなり踏み込んだことを書いていますね。それを踏まえて、ではマンスリーでどうなるのか。これはちょっと今後の推移をみないと、この場でこうですということはなかなか難しいのではないかと。そういうことで、今回は行政的なルールとしてはここで書いているような方向でどうなのかということが示されているということかと思います。

そしてまた、イシューについても情報提供ということなので、そこはむしろ義務を課するという意見を第一に書いていますので、真正の法的な義務が課せられれば、これは民事の世界にどう跳ね返っていくかと、こういう問題も出てくるかと思います。ですので、その辺をさらに検討するというところでとりまとめているということかと思います。

それから、3番目のご指摘ですが、これは私も前回の割賦販売改正で池本委員とも一緒にさせていただきましたが、個人的な意見ですが、前回小委員会の議論もいろいろ伺いまして、この「誘因性」という言葉で、そこにこだわって議論することが本当に生産的でしょうか。つまり、キャッシュレス決済の利便性が誘因性だといったら、さっきの議論が出てきますね。しかし、割賦販売法というのは諸外国では基本的には消費者信用法とされている法体系の1つの日本版ですので、やはり信用・クレジットということで、イシューとカードホルダーとの関係ではクレジットという点に焦点を当てないと、なかなかその論点については生産的な議論ができないのではないかと。「誘因性」という言葉は何か非常に曖昧で、どのような内容も織り込めるようなものだと思うのです。我々がこれまで議論していた中でもいろいろな誘因性が語られていますけれども、そういうことで議論するよりも、別の観点で議論したほうが生産的ではないか。このマンスリークリア取引も、20年改正の議論の延長としてというふうに議論が出されておりますけれども、誘因性が本当に委員ご提出のペーパーで書かれているような内容であれば、平成20年のときにマンスリークリアについて措置されていなければおかしいはずですね。誘因性は明らかにそういう意味ではないということで、平成20年改正は個品を中心に措置されたのではないかとこの考え方もあると思うんですね。

私自身はそういうふうに認識しておりますけれども、その辺も含めて、今出された3点の論点について、つまり1つは国内加盟店、アクワイアラーの調査義務について不十分ではないか、検討の必要があるという記述を盛り込むべきか。それから、この池本先生のペーパーの1ページの末段に書かれている記述を盛り込むべきか。それから、同じペーパーの3ページの末段に書かれている誘因性の意味をもっと追求していくべきだという記述が必要かどうか。それぞれについて支持意見が多ければ、そういう形で修文を検討させていただきます。

委員の皆様のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○池本委員 1点だけ。

○山本委員長 どうぞ。

○池本委員 池本です。

今、委員長から整理していただいたことで、このとりまとめの文章の中にこういう記述を入れるかどうかという問題として一番最後に整理されましたけれども、もちろん言葉に入れていただければ一番明確になるかと思うのですが、むしろ後半の審議の中でも、この

部分はもう前半で議論済みだからもう議論の必要はないとならないように、いろいろな論点の中でこういったところはまだ十分含められていないというところを確認しておいていただければ、後半の審議でも恐らくまた話題にかかわってくるのではないかということで共通認識をいただければよろしいのかと思います。

○山本委員長　それはよくわかりました。

それでは、ほかの皆様の意見を。では、まず小塚委員からお願いします。

○小塚委員　ありがとうございます。委員長の進行は、池本先生のご提案についてどうですかという投げかけをされたのですが、それに論点が限定される趣旨ではないと思いますので、まず私のほうから1つ論点を出させていただいて、その後、池本先生のこのペーパーに関して私の意見を申し上げたいと思います。

まず、私から申し上げたい論点というのは、資料2の10ページ、例のマンスリークリアのところなのですが、10ページの2段落目で、「この悪質な加盟店の増加については」というところで始まる段落で、「これらの加盟店において、クレジットカード取引が主要な支払い手段の一つとして用いられていることに鑑み、何らかの対応が必要である」と書いておられます。ここで、マンスリークリアの文脈で「何らかの対応が必要である」というまでのコンセンサスがこの委員会で成立しているのかどうか。今の池本先生のご発言と同じで、もう後半になったらここは決まっているというふうになるのかということ、私はちょっとそうではないような印象を受けていますので、私の印象としては、例えば「何らかの対応が可能であるか検討が必要である」ということにすぎないのではないかと。対応をするというふうに決まっているわけではないのではないかとということです。

これは、実は最初に與口さんがいわれたことにも関連するのですが、この段落、それからその前の段落で「悪質な加盟店が増加している」ということが書き切られているのですね。その点は、私は事実認識としてこれも共有できていないのではないかと思います。

第1に、仮に消費者相談の事案がマンスリーについてふえているとしても、消費者相談の事案が全て悪質な加盟店とは限らないわけですね。悪質でない加盟店との間でも単発的に紛争が起こり、相談に出ることはありますので、すぐに悪質というふうになってしまうと非常に色のついた言葉ですので、そういえるのかと。

もう1つは、與口さんが最初にいわれたことですが、全体のベースの中で、ベースの拡大以上に悪質な事例が急増していれば、それは悪質な加盟店がふえているということになります、そうなのかどうかということです。「利用可能な加盟店」という10ページの最

初の段落の書きぶりも、私の印象では、利用可能な加盟店の母集団が増加している、拡大しているという意味です。段落が変わって、その母集団の中には悪質な加盟店が存在するという可能性もあるので、こういう検討が必要であるというレベルの議論で進んでいたのではないかというのが私の認識です。そうでないご主張の方はいらっしゃるかもしれませんが、コンセンサスがあったかということ、そうではないのではないかということです。

次に、池本先生がおっしゃったことのうちの後ろ側からいいますと、この誘因性という言葉が、確かに概念が変わってきているかもしれないというのは池本先生がいわれるとおりですが、そうであればこそ、委員長が先ほどいわれたように、これをマジックワードにしてしまうことは非常によくないと思いますので、誘因性かどうかというのを決め手にして今後の対応を決めていくということには私はあまり賛成できません。あえていえば、このクレジットカードの利用を促進する。これは日本再興戦略の方向性の1つであるわけですが、そのことに対する効果と、クレジットカードの利用を安心にする——これもまた同じように政府の政策としてあるわけで——ことの効果を考えて、どのような対応が適切かということであって、それを「誘因性」という言葉に落とし込むことが何かを生み出すかというと、私はそうは思われないということです。

それから、アクワイアラーとイシューアの役割分担については、池本先生が前からペーパーを出しておられることは私も読んでおりますが、民事の一研究者としては必ずしも賛成しない点もあり、他方で、いろいろな考え方があり得るとしても、おおむねイシューア、アクワイアラーの基本的な役割に従えば、おおむねイシューアというのはカード保有者との関係、アクワイアラーは加盟店との関係であることは、これは恐らく、それ以外の面がないかどうかは別として、異論はないと思いますので、書き方の問題として、「例えば」とか「おおむね」とかいう修飾語をつけた上で、この事務局案の形でまとめていただければ、委員の皆様の共通理解と一致するのではないかと私は思っているということです。

以上です。

○山本委員長　それでは、ほかに。なるべく今の論点を中心にというか、深めたいと思うのですが。

丸山委員、いかがですか。

○丸山委員　今回の中間論点のとりまとめの内容については、特に変えたほうがいいとかという異論はございません。ただ、今後の議論をしていく上でも少々考えていただきたいという点を話しておきたいと思います。

まずは、11ページ、マンスリークリアとかイシューアの相談苦情とかをどうすればいいのかというのは、この議論を聞いてもわかるように、まだ議論が収れんしていないというところだと思います。ご指摘があったように、キャッシュレスという観点からみた場合との比較というのを今後詰めていく必要があるのではないかと考えておきまして、多数当事者、三角関係にとどまらない複数のプレーヤーが出てきたというところはわかるのですが、具体的な資金の流れ、決済の仕方というものをみたときに、消費者の口座から引き落とされる、加盟店にお金が渡るという局面はともかく、それ以外のところでは恐らく一つずつの取引で決済をしているわけではないと思うので、そういったクレジット業界の決済の現状と、ほかのキャッシュレス手段が行っている取引・決済の仕組み、そこに大きな違いがあるのかないのかというあたりをもう少しクリアに、専門家とか実務家の方はわかっているかもしれないのですが、消費者のにもわかるような形でクリアに示すと、違うのか違わないのか、共通の理屈が成り立つのか否かということ、今後議論がしやすくなるのかではないかと思いました。

あとは、イシューアの相談苦情の対応についてというところで、悪質な加盟店とか苦情というふうにした場合に、その中身が多様であって、そこが精査できていないののではないかとご指摘はごもっともだと思うのですが、恐らく消費者の苦情とかを処理されている場面で問題とされているのは、民事の問題では取消とか無効とか解除とか損害賠償が問題となったり、あるいは特商法などその他の消費者保護法規、これに違反するような疑いがある、これに該当するような行動をしているという事業者がいることであると。そのような事業者について、苦情相談というのが1件のみならず複数上がってくるような場面で、果たして自ら加盟店契約をしていないからということで対応しないということでしょうか。現状において、そのような場面については実は対応しているのだというのだったら対応はしているということになるのですが、そうではなくて、事業者によって現在対応が分かれているということであれば、本当に対応しなくていいのかという、具体性をもう1段上げたような形で議論をしてはどうかと思いました。

以上でございます。

○山本委員長      どうもありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。山田課長。

○山田オブザーバー      オブザーバーの立場で恐縮ですが、2点だけご指摘したいと思います。

1点目は、與口委員が前回からおっしゃっていて、きょう小塚委員からご指摘のあった5ページの表の話です。これ、P I Oの中にはいろいろなものが混じっているから、この数字を前提として議論するのはいかがかと、そういうご指摘だったと思いますけれども、私ども、日ごろから消費生活センターの方々などと相談してきて、確かに、個別にみれば、この事業者の信頼性はどうなのですかという単なる質問のようなバグが全く入っていないとはいいいません。全く入っていないとはいいいませんが、基本的には消費生活センターの方々、消費者の相談の中でもとるに足らないこととか理由のないこととか、そういうものは別に登録をしないわけで、やはり話を聞いて理由のあるもの、いいかえれば消費者が非常に不満に思っていて、それがリーズナブルであるものについて基本的に登録をされておりますので、この中にバグが入っているからこれはそもそも立法事実を使えないということになると、それは少し違うなど。もしそれが本当に不満であれば、もう一件一件事務局で目検で調べていただいても結構なので、確実に不満というのはふえているかなというふうには思っています。それが1点目です。

それから、2点目は、池本先生の指摘した点と少し重なるかもしれませんが、まず7ページのところの下段の概観のところの真ん中あたりで「ところで」というのがあるのですけれども、「加盟店との契約に係る審査について、その手法を見ると、初期審査を重視する手法は、加盟店網に悪質加盟店を発生させない効果を期待できる」というふうに書いてありまして、これは、加盟店というものが変質しないことを前提にすればこのとおりだと思いますけれども、私どもがいろいろ把握している事例の中には、クレジット契約の加盟店になるタイミングでは非常に良心的な良質な事業者なのだけれども、何か事情があるのかわかりませんが、そういうところが急に悪質な事業者に変質するというような場合もありますので、何か初期審査だったら悪質加盟店は発生させない効果を期待できるということではなくて、ものごとにはもう少し複雑なのだろうと思います。

そういう意味では、8ページのところの一番上の2段落目、「具体的には」というところですが、これも「各事業者の裁量」ということでちょっと言い切られてしまうと、確かに契約時審査を重視するモデルはモデルで結構なのですが、やはりトラブルが起きたときにはきちんと調べてもらうというのは最低限やらしてもらわなくてははいけませんので、完全にちょっと自由裁量ということではないのだろうと思います。ですので、裁量という表現に少し限定をつけていただくか、「具体的には」の後のところで、悪質加盟店を加盟店契約の前後を問わず生じない体制の仕組みを求めるということで、そのタイミングをしつ

かり書いていただくか、どちらかはしていただいたほうがいいと思います。

細かくで恐縮ですけれども、以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

事務局から少し応答をいただきます。

○苗村商取引監督課長     まず、P I O－N E Tの数字につきましては、そういう意味では傾向としては確かに読み取れると思いますので、我々もそういう意味でこの中間論点整理に含めているということですから、確かに中身の精査をしてみないとという意見についてもわかるころはあります。我々も、ただ、過去もっと勉強を事前にしたときに、1週間分だけとか全部みさせていただいたということをしたことがありますけれども、そういう意味ではいろいろなものが入っていたということが事実としてはやはりいえると思います。では、丸ごと精査するかというと、一件一件目検でとおっしゃいましたけれども、それは多分できないし、それは国選さんもやっておられないと思うので、ちょっとどういうふうなものができるのかどうか、これについては検討したいというふうに思います。

それから、7ページ、8ページの点につきましては、我々、自由裁量とは一言も書いていなくて、8ページ3行目にあります「双方を総合して一定以上の水準を確保する」ということを求めていますので、自由裁量というのは、「裁量」とは書いていますけれども、自由裁量ということは。出口において一定の水準を求めるということについては書かせていただいているので、ここについてはこの表現でいいのではないかと考えております。

○山本委員長     それでは、ほかに。     鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員     私がいいたいことは山田課長が全ておっしゃってくれたような気はするのですけれども、與口委員がおっしゃったような苦情については、先ほど苗村課長がおっしゃいましたように、苦情か問い合わせかといわれれば、昔は問い合わせが入っていたのですが、今現在は本当に消費生活センターの相談員及び消費生活センターが判断した苦情のみがP I O－N E Tには入っているというふうなたてつけになっておりますので、それこそ、中にはごみ的なものは入っているかもしれませんが、大抵は苦情であるというふうにご理解いただければと思います。

あと、その苦情という点からいえば、8ページに、池本委員等もおっしゃっていましたが、けれども、「契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各事業者の裁量とする方向で検討を進めるべきである」というところで、これはそのとおりではあるとは思いますが、苦情を減らすということに関してはどんどん事業者が変質してきて、

詐欺的な商売などをする人たちも入ってきていますので、どちらかといえば途上審査を重視したほうが苦情は減少するのではないかと現場では思っていますので、この池本委員の論点ペーパーにもありますように、できれば検討の方向で検討を進めてはどうかぐらいにいただければありがたいと思います。これは希望ですが。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。それでは、小塚委員。

○小塚委員　　ちょっと私が申し上げたことが鈴木さんとか山田課長にやや誤解されたかもしれないのですが、問い合わせ的なものが入っているかどうか——それも入っているかもしれませんが、その問題とは別に、苦情がある、紛争があるということと、悪質加盟店ということの間にジャンプがあるのではないかということです。つまり、悪質ではないのですけれども、個別の担当者の対応で例えば紛争になって、消費者がクレームをいっているというケース。こういうものについて、それは個別案件だとすれば加盟店が対応できることであって、クレジットカード会社に負荷をかけるべきかという問題があると思いますので、この「悪質加盟店」という言葉を、これもまたマジックワードにならないように使っていただきたいという趣旨です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。それでは、まず沢田委員にお願いします。

○沢田委員　　お先に失礼します。

今の話のつながりでいいますと、相談データを整理しなければいけないというのは確かにそのとおりで、悪質加盟店がどれだけ混じっているのか、悪質ではない普通の加盟店との取引で民事的なトラブルになっているケースがどれだけあるのか、そのうち加盟店側が悪いケースがどれだけあって、消費者が無茶なことをいっているケースがどれだけあるのかというのを精査する必要があると思います。全件目視というのは無理としても、幾つか抽出してデータの中身をみることは必要と思います。

中間的な論点整理（案）に関しましては、私自身は、現時点での整理としては必要十分といえますか、適切なものかと思います。まだまだ検討しなければならないことが残っているというのもそのとおりだと思いますので、池本先生のご提案の、いろいろなことをまだ検討するよねというところも特に反対ではないです。ただ、感想としては、インターネットの世界は特に、実効性の観点から考えると必ずしも法規制がベストなソリューションではないというケースもままありますので、法規制も一応考えながら、何が本当に実務上ワークするのかを同時に考えるという姿勢を示していただいたという意味で、中間論点整

理（案）に賛同いたします。

別の点ですが、池本先生のペーパーにある判例の話が興味深かったのです。2ページの東京高判平成22年3月10日というものです。本当はちゃんと全文を読まなければいけないのですけれども、済みません、読んでいない状態で申し上げますが、チャージバックを踏まえた調査をやっている、という表現がその判決の中にあったとすれば、非常に興味深いという感想を持ちました。また、この裁判例につきまして、ほかの方が解説していたのをみたのですが、その中では、イシューが何もしませんがというときの理由として、直接の加盟店契約がないからといっていただけのだけれども、それはだめと。なぜならば、会員規約の中で、あたかも国際ブランドを通じた加盟店が自分の加盟店であるかのようにうたっているから、自分の加盟店ではないといういいわけはだめと裁判所が判断したと受け取れる解説でした。その意味で、若干我田引水ですが、加盟店にも2種類あり、契約があつて、何かできる相手とできない相手がいるということ、できない相手に対してもある程度のことをやってほしいという話とは別に、基本的にはできないのだということ、もう少しはっきりとイシューさんが予めいつていただいたほうがいいのではないかという従来からの主張に戻るところでございます。

もう1点、新しい誘因性という話が出ていましたが、誘因性を基準にものごとを考えるのがいいかどうかはともかくとして、ご指摘の中の興味深い点は、今まではクレジットカード会員との間の話で考えていたけれども、加盟店にとってのカード決済というものがどういうものかという検討を参考情報として入れてもいいのではないかと思いました。興口委員のご指摘の中にも、この中に加盟店側の立場を主張する人はいないということでしたので、そうであれば、悪いことをやろうと思っていない普通の加盟店の方々に、カード決済というのがほかの決済手段と比べてどういうものと捉えて使用されているのかということを知っている機会があってもいいのかなと思いました。

以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございました。それでは、岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員     私からは2点申し上げようと思っております、1点目は沢田委員がおっしゃったことと全く一緒でございます、やはり苦情の実態が、第1回のときから中身がいま一つよくわからないままここまで来てしまいました。事務局の方がおっしゃっていたとおり、すごく難しいのですけれども、ここの中身をきちんと定量的に把握しないと、なかなか議論が収れんしないと思いますので、それをこの論点整理のどこか——ちょっとど

こに入ればいいのかかわからないのですけれども、実態把握をもっときちんと定量的にしていく必要があるというふうに書き込んではいかがでしょうか。

2点目といたしましては、第1章「クレジット取引を巡る概況」でいろいろ書いてあるのですが、この問題が出てきたそもそも論のところにも触れたほうがいいと思います。電子商取引の普及で消費者の利便性が大幅によくなった一方で、便利だからこそのいろいろなマイナス面が出ているという全体像をどこかに入れたほうが話がすんなり話が進むと思います。

また、4ページ目のP S Pの話なのですが、急にP S Pの話が出てきて、前後関係を知らない人にとっては何なのだろうというふうに思いかねないので、電子商取引の普及で加盟店数が飛躍的に拡大して、そうした新たなニーズに対応する形でP S Pが出てきたという説明をしたほうがわかりやすいかと思います。

同じく5ページ目の、消費者相談の苦情がふえているというところで、電子商取引に関するものが多いという記載をしたり、あるいは10ページ目の一番上で、加盟店に悪質なものが増加しているというところで、その背景には電子商取引の普及があるというように、背景説明をしたほうが理解が進むと思いました。

以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございます。

ほかにご発言はございますか。では、尾島委員をお願いします。

○尾島委員     では、済みません、尾島です。

まず、この論点整理については基本的には異論はなくて、あと、今後の進め方ということとでまたちょっとお話ししたいのですけれども、基本的にこれは業法ですので、何か義務づけるというときには恐らく公法上の義務になるということなのだろうと思うのですけれども、問題が起きてくるときには、要するに最終的には金を払うか払わないかという、要するに民事上の問題として問題が起きてくるとのことなので、一定の義務を課すというときに、例えばその義務違反があったときには民事上どういう影響を与えるのかとかいうようなことが、もちろん民事規定を置く置かないにかかわらず影響が出てくると思いますので、そういうことを考えながら義務を考えていったらいいのではないかと考えました。

先ほどの判決も結局、信義則上の義務というような形で、結局民事のほうに跳ね返ってくるということですので、この義務を課すことによって最終的に金を払うか払わないかというときに、どういう影響が出るのかということは考えながらやらなければならないと思

います。

以上です。

○山本委員長　ほかにご発言はございますか。それでは、與口専門委員、お願いします。

○與口委員　先ほど来消費者相談の最初にってしまったばかりに、いろいろなところに波及して済みません。決してこの中にごみがあるなどということは一言も申し上げておりませんで、むしろ非常に尊重しているがゆえに大変気になっているということでご理解をいただきたいのですが、申し上げたかったのは要するに、先ほど沢田委員のほうで説明していただいたような、まさにそういうようなこととか、あと、最終的に解決に至っているのか至っていないかということも大変気になりますし、そういうことをみていくことによって本当にどういう解決方法が有効なのかということがきつとみえてくると思っておりますので、何でもかんでも法律を何とかすれば本当に消費者が救われるのかどうかというところもそういう分析の中からみえてくる部分があるのではないかとということで申し上げたので、済みません、大変物議を醸して恐縮でした。

あと、7ページ目から8ページ目にかけての加盟店の件なのですけれども、これも従前からずっとここで議論させていただいて、私も何度かいわせていただきましたけれども、加盟店と一口にいても本当にさまざまな加盟店が、規模もあれば信用力、いろいろなものによってやり方というのも大変違ってまいります。そういうものについて、やはりなかなか一律にするということが本当にいいのかどうなのかということもずっとここでもお話をさせてきていただいたというところでございますので、そういう意味ではまさに、議論していくことはきっといいと思うのですけれども、事務局でおまとめいただいたような、こういうような形がよろしいのではないかなと。要は、ちょっとオールドタイプというか、昔からやっているところということでご意見いただいていますけれども、少々加盟店審査についていうとかなりやり過ぎているぐらいな話で、もう業種ごとざっくり切ってしまうとか、いろいろなむしろ弊害が出ているぐらいなものなので、ここについては、今やっているところについて本当にさほど問題はないのではないかとこのころが思いますが、ちょっとその辺はもうこのぐらいで十分ではないかなと思っております。

それから、誘因というところについては、先ほど来から山本先生からもお話があったように、誘因で議論するということについては我々としてもなかなか微妙かなというところはあるのですが、例えば11ページ目のところで、おっしゃっていただいたことはもうその

とおりで、このままで全く問題はないわけですがけれども、現金なしに支払いが可能という利便性をみるとというようにところで書いていただいているような、それが誘因になるのだというような記述があるわけですがけれども、いわゆる利便性イコール誘因みたいな考え方というのは少々我々からすると乱暴ではないかなと思っておりまして、もう感想でしかないのですが、例えば消費者が使いたくなるようないいサービス、いい商品をつかって、それを消費者に手数料もとらずに提供していくというような中で、そういう便利な仕組みを消費者に提供した、消費者を誘惑したから、その責任をとれというか、制度で規制するのだといわれますと、いろいろな新しいサービスってどんどん出てくると思いますし、世界的にも、P a y P a l さんもそうかもしれませんし、S q u a r e さんもそうかもしれませんけれども、いろいろなものが出てきたときに、便利だから、それを消費者が使いたがったから、それを使った消費者がたまたま何らかのトラブルに巻き込まれたから、そのものずばりをおかしいというというのは、ちょっといくらなんでも、それを誘因だからとかいうのはちょっと厳しいかなと思っておりますし、これからいろいろな商品が出ていって、世界中でいろいろと伍してやっていかなければいけない中で、そういう観点も考えながら議論していくべきではないかなと思うという、これは済みません、感想でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかに。では、大谷委員、お願いします。

○大谷委員　　済みません、私からは、先ほどから池本委員、鈴木委員からもご発言がありました。7ページから8ページにかけての加盟店審査の関係で、やはりここに「加盟店審査モデルを確立し効果的に運用している事業者も」ということで、国内に全く問題がないということをいっているわけではないというご説明もありましたが、やはり国内アクワイアラー経由の事案について十分な対応をしていないと思われるものも随分ありますので、そういったものに関してきちんと対応しているのかという評価が、さらにそういった実態の検討というのが必要であるということはいえると思いますので、後半の審議でもやはりこのあたりは実態の検討というのはしていただきたいというご要望をさせていただきます。

○山本委員長　　どうもありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。では、万場様、お願いします。

○万場オブザーバー　　済みません、たくさん加盟店を抱えている協会としてちょっとい

わせていただきますけれども、悪質な事業者という加盟店を排除するというのは、これは誰も反対しませんし、私も大賛成でありますけれども、その悪質な加盟店の比率がどのくらいか、加盟店の数と悪質加盟店の比率をもしわかれば教えていただきたいのですが、恐らく数は少ないだろうと思うんですね。そういう加盟店を排除するために、ざくっと網をかぶせて、多くの真っ当な加盟店が困るような事態だけはぜひとも避けていただきたい。もうほとんど與口委員が先ほどおっしゃったとおりだと思います。かなり我々のメンバーの中には中小な零細な企業もありまして、加盟店になろうとしてもなかなかないというような事業者もあります。これが契機になってますますその規制が厳しくなると、せっかくクレジットカードという便利な手段が使えないと。それは結局経済発展にもつながっていかないということもありますので、ぜひともその辺は配慮をいただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

ほかにご発言は。二村委員、お願いします。

○二村委員     まず今回の中間論点整理、全体として非常に今までの審議を踏まえていただいて、よくこれだけの短時間におまとめいただいたと。事務局にその点は大変感謝を申し上げる次第です。

その上で、基本的に特に大きな異を唱えるつもりは全くございませんが、視点として、個別クレジットとの対比のところで、加盟店調査というもののについて個別クレジットでも特商法5類型に限定をした上で原則的に動かしているということがあって、今回のペーパーの中ではその特商法5類型なり、販売店がどういう販売活動をしているかということのセグメントなしに調査について無限定な記述をなさっているという点については、検討の視点としてもう1つあってもよろしいかなということを思ったものですから、その点だけ。ペーパーに特に落としていただかなくても結構ですけれども、そういう意見があったということを取ノートしていただければと思います。

○山本委員長     ほかにご発言はございますか。——特にございませんか。

今回、前半のところでご議論いただいたところは、割販法の基本的な構造にかかわる提案がされておりまして、前回の平成20年の改正も非常に大規模な改正でしたけれども、基本的には個品を中心としてさまざまな思い切った措置をしたというのが中心でした。今回の提案はそれとはまた性格が違いますけれども、もしこういう方向で改正していくとなる

と、前回改正と甲乙つけがたいような大きな意義のある内容が盛り込まれていると思います。もちろん目先の問題への対応というのは重要ですが、そういった大きな視点も忘れてはいけないのではないかと。そして、図らずも、そこにかかわる加盟店調査の問題とか、あるいはイシューのアクワイアラーに対する苦情情報通知義務といったところにやはり議論が集中したのはそういうことかなと思っております。

平成20年の改正で加盟店調査義務を導入しましたが、あのときの議論ははっきりいってよくわからないところがありまして、産構審の報告書では、ほとんど専ら、当時の個品割賦購入斡旋の話しか出てこないような内容です。それが、その後の法律の整備の過程において、当時の総合割賦購入斡旋についても加盟店調査ということが生じてきて、そこでイシュー、アクワイアラーという問題を十分整理できなかったんですね。というのは、20年改正前はアクワイアラーという概念がそもそも割販法にないわけです。とりあえずイシューに寄せる仕方義務を措置せざるを得なかった。それがどういう意味があったのかということがまさに今、5年後問われているということではないか。理論的には、私は研究者なので、そういうことではないかとみております。ですので、その辺も今後の第2ラウンドの議論において深めていければと思っております。

それでは、時間の関係もありまして、後半の12ページ以降の中間整理（案）のところにつきましてご議論いただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

二村委員、どうぞ。

○二村委員 連続で済みません。

今度はセキリュティに関してですが、前半の加盟店契約を締結するという局面の話とセキリュティの問題というのは、プレーヤーを同じように考えてはいけないのではないかと考えておるんですね。というのは、カード情報を取り扱っているというものに対してどのような規律をするのが適切かというのがここでの問題であるはずで、そのときには例えば加盟店契約に関与しているか、あるいは支払いに関与しているかというのは必ず重要なファクターではないはずなのです。そのような観点から、ここで「決済代行」という言葉をそのまま、あるいはPSPという概念をそのままぽんと放り込んでいますけれども、ちょっと質が違うものとしてみるべきだということを踏まえていただければと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございますか。12ページ以降のところは、この内容で特にご異論ございませんでしょうか。

もし、前のところでもまだ意見があるということであれば。全体を通してご議論いただくこともよろしいかと思しますので、よろしくお願いします。

○二村委員　あと、もう1点、このペーパーの中で、今はまだ十分触れるに熟していないとは思いますが、当初の検討の素材、テーマの中には、国際ブランドの位置づけというのがあったかと理解しております。その国際ブランドについて、情報も十分ない、十分な検討を、何がどうなのだとすることがわからないままに来て、これをそのまま、また何も手を打たないでいると同じことがずっと繰り返されてしまうのではないかと。国際ブランド自体も、今皆さんが普通にイメージするのはV i s aやM a s t e r、J C Bというところですが、銀聯という新しい国際ブランドも出てきている。そういう中で、国際ブランドの役割、その日本のクレジットカード取引あるいは包括信用購入幹旋における果たしている役割というものを正確に把握できるような観点が必要ではなかろうかと。今回の対処ですぐにできるわけではないですが、何らかの調査検討をしていくということが方向性として打ち出していいただければよろしいかなと思っている次第です。

○山本委員長　どうもありがとうございました。その件は話題には上っておりましたが、確かにこれまでほとんど深めることができませんでしたので、貴重なご指摘をいただいたかと思えます。

ほかにご意見やご質問はございますか。では、池本委員、お願いします。

○池本委員　全体をということで、11ページに関連してではあるのですが、これまでちょっと話題にしたときに、ここの中ほどの記載で、「デビットカードやプリペイドカード等の他のキャッシュレス取引とのバランスを考慮した検討が必要である」という、この言葉の意味に関することなんです。つまり、デビットカードやプリペイドカードでは加盟店調査義務のようなものは明確な形ではないではないか、それでクレジット部分だけが厳しい規制は適切だという、ほかはまだ措置されていないのを水準に議論していくとなると、それはちょっとまずいと思ひまして、私は前のペーパーでも、この部分についてもむしろ加盟店調査的なところはもう一步踏み込んでいく必要があるのではないかと。ただ、ここの審議会でさらに深めて提言を出せる性質ではないので非常にもどかしいのですが、そちらも見直しの可能性があることを含めてバランスを考慮したという議論になっていく必要があると思うんです。ここの記載の中でどこを変えてくださいという趣旨ではないのですが、今後、後半で議論するときにそこはぜひ留意いただきたいし、最終のとりまとめではそちらの検討が必要だということはどこかで触れていただきたいなと思っています。

○山本委員長　このペーパー全体の考え方は、そこに複雑性とか誘因性ということが出てきておりますように、イシューとカードホルダーとの関係を11頁では議論していて、抗弁の接続という文脈で書かれているんですね。ですから、加盟店調査というのは別の系統の話というふうにこのペーパーでは理解していますので、池本先生がおっしゃるような懸念はこのペーパーでは生じないといえますか、そこまでは書いていないということだと思います。それは理解は一致しているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○池本委員　はい。

○山本委員長　ほかにご意見やご質問はございますか。

それでは、全体を通じてご意見を頂戴したところでありますので、以上をもって一応討議を閉めさせていただきたいと思います。

細かいいろいろな修文のご提案がありましたが、ここでさらに審議をして文案を詰めるということは時間的にも無理ですので、場合によっては何らかの委員の方にお問い合わせをすることもあるかもしれませんが、本日のご指摘を踏まえた必要な修正につきましては私にご一任いただければありがたいと思いますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。——そのように承認されたものと取り扱わせていただきます。

それでは、これで一応一区切りということで、ここで寺澤商務流通保安審議官から一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

○寺澤商務流通保安審議官　皆様、大変ありがとうございました。

第1回が9月26日、まだ暑いさなかに、たしか扇風機を回した状況の中、3ヵ月弱、7回もの審議を重ねていただきました。3ヵ月弱に7回ですから、ほぼ2週間に1回の、私もいろいろな審議会の経験はありますが、これだけインテンシブな審議というのは余りない。そうした審議に皆様に加わっていただきまして、心より御礼を申し上げます。

その上で、非常に難しい問題で、しかも国民生活、いろいろな事業活動に密接にかかわる重要な問題、また、先ほど委員長からお話があったように、大きな改革につながる課題について、まずは中間的なとりまとめができた、論点整理ができたということについては、委員の皆様、オブザーバーの皆様、そして委員長の多大なるご努力、ご貢献に心より御礼を申し上げたいと思います。

きょうもお話に出ました日本再興戦略「三本の矢」の改訂版がことしの6月にございました。その中にキャッシュレス決済の普及と、大きな目標がございました。その目標に向けて、1つは例えば外国人向けのカードの利便性を上げるとか、公的分野におけるカード

利用の拡大という、どちらかというとパイを広げるという話と、それから、安全・安心を高めるという大きな2つの柱があってキャッシュレス決済の普及を実現すると。こういうふうな文章構造で閣議決定ができています。これは、いわんとすることは、クレジットカードの利用の安全・安心を図るということは、クレジットなりキャッシュレス決済の普及にとっても必須の要素であると。安全・安心なくしてこのクレジットカードの利用もないのだろうということを示しているということが1点。もう1つは、きょうも小塚先生からご議論あったと思いますけれども、安全・安心というのは重要ではあるのですが、独立で孤立した概念ではなくて、クレジットカードなりキャッシュレス決済の普及という成長戦略の1つの大きなものに資するのだということ、それに関連があると。この安全・安心はキャッシュレス決済の普及に必須だし、一方では孤立したものでもない。この2つの観点からこれまでもご議論させていただいたと思いますけれども、これから後半戦に向けてそういう大きな視点を失わずにまたご議論させていただければと思います。

また、本日、例えば実務、規制ばかりではなくて実態なり実務も重要だと。実態的対応は大変重要だと。沢田委員を含め、いろいろな委員の方からご指摘をいただきました。もとより私もそのつもりでございまして、この中間的な整理においてもその趣旨を入れているつもりで、全てを規制でやっているわけではなくて、我々は問題解決のために議論しているので、問題解決に向けて、それでいてキャッシュレス決済の普及に向けて、一番何がベストなのかという観点から取り組んでいるつもりでございします。これは後半戦においても引き続き、その規制と実態的な対応とのベストミックスを目指してやっていきたいと思っています。その際、特にセキュリティの向上については、もう一刻も争えないところでもありますので、いろいろなセキュリティ向上に向けては後半戦のこの議論と並行して、産業界、クレジット業界を中心に、やれるところはどんどんやっていきたいと思っていますので、この委員会での議論も参考にしながら実態的にやれることはどんどんやっていきたいと思っています。

また、3点目に、いろいろな実態把握は重要だと。苦情調査なりの中身であるとか、あるいは国際カードブランドの取り扱い状況であるとか、あるいはそもそもいろいろな決済代行業者の契約形態であるとか、この場でも相当実態についてご議論がありました。私も、実態把握について頑張ってきたつもりですが、改めてまだまだ、国際的な取り扱いがどうなっているか、規制がどうなっているかということも含めて、まだまだ実態把握ということについてはやっていきたいと思っていますので、後半戦に向けて実態把握を努力

していきたいと思いますし、また、ご参加の皆様からいろいろなお知恵なりデータとかを頂戴できれば、その点では非常に参考になるかと思います。

いずれにしても、こうした中間的な論点整理というのができたわけでございますけれども、きょう議論がありましたように、まだまだ大きな論点について、ペーパーの書きぶりとはともかくとしてまだまだ詰めるべきところはございますし、さらに詳細についてはまだまだ詰めるところがあるかと思います。ただ、大きな方向性については共有はできたのかなと感じていますので、これをパブリックコメントに、文章調整をさせていただいた上でお諮りをさせていただきたいと思います。

いうまでもなくクレジットカードというのは、たくさんの消費者、たくさんのクレジットカード業者、たくさんのお店がお使いになっているというものでございますので、この場でも広範なご議論をいただきましたけれども、さらに幅広くご意見を聞いていきたいと思っておりますので、恐らく1ヵ月ぐらいがパブリックコメントの期間でございますので、集まった大切なご意見については整理した上で、またこの場でもご紹介させていただいて、後半戦の議論の参考にさせていただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、この委員会の、今回は中間ですけれども、最終的なとりまとめに向けて、私ども事務局としても最大限努力していく所存でございますけれども、引き続き委員の皆様、オブザーバーの皆様、また、委員長をはじめとして皆様の引き続きの議論へのご参画をお願いしたいと思いますので、来年、パブリックコメントの結果を踏まえた上で、来年後半戦がスタートしますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。これまでのご審議にひとまず御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○山本委員長      どうもありがとうございました。

もう審議官からご紹介いただきましたけれども、改めて、今後の段取りにつきまして事務局から事務連絡をお願いします。

○苗村商取引監督課長      済みません、中間的な論点整理につきましては、とりまとめ後に経産省ホームページに掲載し、パブリックコメントに付すことを予定しております。

また、年明け以降の審議日程につきましては、別途皆様のご都合を確認させていただいた上で決定し、ご連絡をさせていただきたいと思っております。後ほど日程確認のご連絡を差し上げると思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山本委員長      それでは、これもちまして割賦販売小委員会の第7回を閉会いたします。

す。

本日はどうもありがとうございました。

——了——